

公益財団法人大田区産業振興協会 国内見本市出展助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大田区内にある中小企業者（会社又は個人）及びそのグループが、販路開拓や事業のPRを目的として、国内で開催される見本市や展示会・学会等に出展する際、公益財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」という。）が掛かる費用の一部に対して交付する国内見本市出展助成金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（会社又は個人）（以下「中小企業者」という。）であって、大田区に本社又は支社、営業所、工場、研究所（部門）（以下「事業所」という。）を有する者。ただし、風俗営業法（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する業種の店舗は対象としない。
 - (2) 前年度の税金を滞納していない者
 - (3) 大田区暴力団排除条例（平成24年大田区条例第38号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 製造業者にあつては、前項のほか、次に掲げるいずれかに該当すること。
- (1) 区内に製造現場（「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に規定する工場認可を取得した工場）があること。
 - (2) 上記（1）以外の中小企業者にあつては、外注費用に占める区内発注率が30%以上であること又はそれを達成する見込みがあること。この場合において、区内に本社以外の事業所等を有する場合は、その区内事業所における販売額に占める外注費総額の30%以上を区内企業に発注しているか、それを達成する見込みがあること。
- 3 中小企業者グループにあつては、第1項、第2項に関わらず、次に掲げる（1）～（4）号の条件を全て満たす者とする。
- (1) 産業クラスターの形成に寄与するグループであること。産業クラスターとは、区内の中小企業者を中心として、相互の連携・競争を通じて新たな付加価値を創出する事により産業集積が進む状態のことをいう。
 - (2) グループ構成員のうち2分の1以上が大田区に本社又は事業所を有する中小企業者であり、うち1社が代表（以下「代表企業」という。）である2社以上のグループであること。
 - (3) 大田区に事業所を有する中小企業者にあつては第1項の各号に掲げる条件を全て満たすこと。
 - (4) (3)号に該当しない構成員は、各所在地の都道府県が定める暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。また、風俗営業法（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する業種の店舗を営んでいないこと。
 - (5) 中小企業団体の組織に関する法律第3条（中小企業団体等の種類）に該当する団体も中小企業者グループと認める。

(対象事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象事業者が販路開拓、事業提携先開拓等を目的として対象年度内に開催される国内の見本市、展示会、学会等（以下「見本市等」という。）に出展する事業とする。ただし、次に掲げる見本市等を除く。

- (1) その場で販売することを主目的としたもの
- (2) 広く一般に公開されていないもの
- (3) 大田区又は協会主催のもの
- (4) 大田区又は協会から助成を受け出展しているもの（協会が取りまとめて共同出展するものを含む。）
- (5) 申請日時点で開催中又は終了しているもの

(対象経費)

第4条 助成金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 出展料（小間料）
- (2) 小間装飾費用
- (3) 備品リース費用
- (4) 電気幹線工事費用
- (5) 電気使用料金
- (6) その他理事長が認める経費

2 助成金の交付は、実績報告書提出まで及び募集年度末までに支出された又は支出金額が決定した費用を対象とする。

(助成割合と上限額)

第5条 本事業における助成割合は別表のとおりとする。ただし、1回の助成額の上限は、300,000円とする。

2 別表において、出展回数とは申請年度までの10年間に本事業による助成金の交付を受けて出展した回数及び協会との国内見本市等共同出展事業に参加した回数を合算したものをいう。

3 次に掲げる見本市等については出展回数に含めないものとする。

- (1) 協会が主催者として実施する見本市等
- (2) 共同出展事業において対象経費を全額対象事業者が負担して出展した見本市等
- (3) 本協会が主催するコンクール等において、副賞として出展した見本市等

(助成金交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は、理事長が別に定める期間内に、国内見本市出展助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号の場合において、当該各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 会社概要（会社案内、パンフレット等）
- イ 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）
- ウ 納税証明書（法人事業税、法人住民税）
- エ 見本市等の概要（開催日、場所、出展費用等がわかるもの）
- オ その他理事長が必要と認める書類

(2) 個人事業主の場合

- ア 経歴書
- イ 事業所の所在が分かるもの（開業届の写し、所得税確定申告書の写し又は賃貸契約書の写しのいずれかひとつ）
- ウ 個人事業税納税証明書
- エ 住民税納税証明書（非課税の場合は非課税証明書）
- オ 見本市等の概要（開催日、場所、出展費用等がわかるもの）
- カ その他理事長が必要と認める書類

(3) 中小企業者グループの場合

- ア グループの事業概要（規約、会員名簿等）
- イ グループの各構成員の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの、個人事業主の場合は前項（2）イに準ずる）
- ウ 大田区に本社又は事業所を有する構成員の納税証明書（法人事業税、法人住民税、個人事業主の場合は前項（2）ウ、エに準ずる）
- エ 見本市等の概要（開催日、場所、出展費用がわかるもの）
- オ その他理事長が必要と認める書類

2 同一の対象事業者による申請は、年度内に1回限りとする。ただし、募集が複数回ある場合で、既に申請した対象事業が不採択となり、かつ別の対象事業について申請する場合はこの限りではない。

(対象事業の採択)

第7条 理事長は、前条の申請があったときは、申請内容について審査を行い、助成金交付の可否を決定し、採択通知書(別記第6号様式)又は不採択通知書(別記第7号様式)により速やかに申請を行った対象事業者に通知する。

2 審査に係る要領は別に定める。

(事業計画変更の承認等)

第8条 前条により対象事業が採択された対象事業者(以下「助成対象事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく事業計画変更申請書(別記第2号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 対象事業の計画の内容を大幅に変更しようとするとき。

(2) 予定の期間内に対象事業が完了しないとき又は事業の遂行が困難となったとき。

(採択後の辞退)

第9条 第7条により採択を通知された後にこれを辞退する場合は、採択辞退届(別記第3号様式)を速やかに提出しなければならない。

(助成金交付の条件)

第10条 助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 出展期間中、自社の出展小間内において協会が支給する大田区産業の紹介パンフレット等を陳列する等、大田区産業の宣伝PRを実施すること。

(2) 商談結果等、成果について協会が実施する調査に協力すること。

(3) 次条に定める実績報告書を提出すること。

(4) 助成金交付の決定、出展の様子等について、協会ホームページ、協会が発行する産業情報誌等へ掲載することについて同意すること。

(5) 出展小間に助成対象事業者の社名が掲示されること。中小企業者グループの場合は、グループ名、代表企業名、各構成員の社名のいずれかが掲示されること。

(6) 助成対象事業者は、会期中は会場においてブース運営にあたること。

(実績報告書の提出)

第11条 助成対象事業者は、対象事業が完了したときは、国内見本市出展事業実績報告書(別記第4号様式)を、対象事業の完了日から起算して20日を経過した日又は助成金の交付の決定を受けた日の属する年度末のいずれか早い期日までに提出するものとする。ただし、理事長が、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときはこの期日を繰り下げることがある。

2 国内見本市出展事業実績報告書には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 対象経費の支出を証明する書類の原本又は写し

(2) 出展の様子がわかる写真数枚(社名版及び大田区産業PR状況を含めること。)

(3) その他理事長が必要と認める書類

3 前項第1号でいう支出を証明する書類とは、助成対象事業者から支出があったこと(支出前のものは支出金額が決定したこと)を証明するものでなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 理事長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、審査の上、交付すべき助成金の額を確定し、国内見本市出展助成金交付額確定通知書(別記第9号様式)により助成対象事業者へ通知する。

2 交付すべき助成金の額は、採択時の金額を上限とする。

3 助成金の額に100円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てる。

(助成金の支払い)

第13条 理事長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、助成対象事業者からの請求に基づき、助成金を支払うものとする。

2 助成対象事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときには、国内見本市出展助成金交付請求書(別記第5号様式)を理事長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第 14 条 助成金の交付を受けた者は、対象事業にかかる帳簿及び書類を、対象事業完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する協会の会計年度末日（3月31日）まで保存しなければならない。

(助成金交付決定の取消し)

第 15 条 理事長は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象事業者が対象事業を中止したとき又は事業所を区外へ移転したとき。
- (2) 対象事業が中止又は廃止されたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (4) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (5) その他本助成金の趣旨に反すると認める行為を行ったとき。

(助成金の返還)

第 16 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(助成割合の特例)

2 平成 29 年 3 月 31 日以前の国内見本市等共同出展については、その出展回数に関係なく 1 回と数えるものとする。

別表（第 5 条関係）

国内見本市出展助成金交付を受けた回数及び 協会との国内見本市等共同出展回数 (通算)	出展者への助成割合
初めて	対象経費の 2 / 3
2 回目	対象経費の 1 / 2
3 回目から 7 回目まで	対象経費の 1 / 3
8 回目以上	助成無し